

第2期計画	第3期計画
<p>1. 計画策定の目的及び背景</p> <p>農林業被害の軽減、及びシカの長期にわたる安定的な共存を図る</p>	<p>1. 計画策定の目的及び背景</p> <p>農林業被害の軽減、<u>人身事故の防止</u>及びシカの長期にわたる安定的な共存を図る</p>
<p>2. 保護管理すべき鳥獣の種類</p> <p>ニホンジカ</p>	<p>2. 保護管理すべき鳥獣の種類</p> <p>ニホンジカ</p>
<p>3. 計画の期間</p> <p>平成 19 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日</p>	<p>3. 計画の期間</p> <p><u>平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日</u></p>
<p>4. 保護管理が行われるべき区域</p> <p>北摂の 4 市 3 町</p>	<p>4. 保護管理が行われるべき区域</p> <p><u>大阪府内全域</u></p>
<p>5. 生息の現状</p> <p>(2) 生息動向及び捕獲状況</p> <p>① 生息動向</p>	<p>5. 生息の現状</p> <p>(2) 生息動向及び捕獲状況</p> <p>① 生息動向</p> <p><u>南部地域での目撃情報の追加</u></p>
<p>6. 保護管理の目標</p> <p>(1) 保護管理の目標</p> <p>農林業被害の減少</p> <p>個体数推定による年度ごとの目標捕獲数設定</p>	<p>6. 保護管理の目標</p> <p>(追加項目)</p> <p>(1) <u>大阪府シカ保護管理計画(第2期)の評価</u></p> <p>(2) 保護管理の目標</p> <p><u>平成 22 年度の被害金額及び被害面積の半減</u></p> <p><u>平成 22 年度の捕獲数(約 700 頭)以上の捕獲</u></p>
<p>7. 数の調整に関する事項</p> <p>一日の捕獲頭数を 3 頭まで(オスは 1 頭)</p> <p>猟期の一ヶ月延長(11/15～3/15)</p> <p>くくりわなの制限緩和の継続</p>	<p>7. 数の調整に関する事項</p> <p><u>わな猟においてはオス、メスともに 1 人 1 日あたりの捕獲制限はなしとする。</u></p> <p><u>銃猟においては、メスは捕獲制限なしとし、オスは 1 人 1 日 1 頭までとする。ただし、グループで猟を行う場合は、オスの捕獲は参加狩猟者の人数と同数までとする。</u></p> <p><u>猟期の一ヶ月延長の継続(11/15～3/15)</u></p> <p><u>くくりわなの制限緩和の継続</u></p>
<p>8. 生息地の保護及び整備に関する事項</p> <p>耕作放棄地の整備、シカの生息地としての森林整備の実施</p>	<p>8. 生息地の保護及び整備に関する事項</p> <p>耕作放棄地の整備、シカの生息地としての森林整備の実施</p>
<p>9. その他保護管理のために必要な事項</p> <p>モニタリング調査の実施</p> <p>防護柵の設置</p> <p>被害対策の普及啓発</p>	<p>9. その他保護管理のために必要な事項</p> <p>モニタリング調査の実施</p> <p>防護柵の設置</p> <p>被害対策の普及啓発</p>